

## 第 8 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成29年8月1日(火)

開会 午後3時00分

閉会 午後3時50分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 13名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	6	力武 正光	○	11	岸本 熊一	○
2	池田 良一	○	7	中島 徳雄	○	12	相良 安夫	欠
3	福田 義晴	○	8	西山 哲	○	13	田代 三義	○
4	松尾 梨香	○	9	吉村 幸夫	○	14	山口 光壽	○
5	江向 信夫	○	10	前田 節朗	○			

議事録署名者 3番 福田 義晴

13番 田代 三義

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡猛彦	農地係	松林豊
農地係	犬塚貴博		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第38号	農地法第5条の申請について	( 4件)
議案 第39号	農地法第4条の申請について	( 1件)
議案 第40号	農地法第3条の申請について	(22件)
議案 第41号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 8件) (農地中間管理事業 1件)	
議案 第42号	農用地利用配分計画の承認について	( 1件)
議案 第43号	農地法施行規則第17条の適用について	

8. 報告事項

報告 第15号	農地の形質変更届出について	( 1件)
---------	---------------	-------

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。																								
議長	<p>それでは、ただいまより第8回農業委員会会議を開会します。  本日の欠席者は1名で、12番相良委員が欠席となっております。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。  今回は、3番 福田委員、13番 田代委員です。  事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、6つです。</p> <table border="0" data-bbox="359 1008 1428 1500"> <tr> <td>議案第38号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第39号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第40号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>22件</td> </tr> <tr> <td>議案第41号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について</td> <td> <table border="0" data-bbox="933 1265 1428 1377"> <tr> <td>利用権設定</td> <td>通年</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>農地中間管理事業</td> <td></td> <td>1件</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>議案第42号</td> <td>農用地利用配分計画の承認について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第43号</td> <td>農地法第17条の適用について</td> <td></td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。  報告第15号 農地の形質変更届出について 1件  となっております。</p>	議案第38号	農地法第5条の申請について	4件	議案第39号	農地法第4条の申請について	1件	議案第40号	農地法第3条の申請について	22件	議案第41号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	<table border="0" data-bbox="933 1265 1428 1377"> <tr> <td>利用権設定</td> <td>通年</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>農地中間管理事業</td> <td></td> <td>1件</td> </tr> </table>	利用権設定	通年	8件	農地中間管理事業		1件	議案第42号	農用地利用配分計画の承認について	1件	議案第43号	農地法第17条の適用について	
議案第38号	農地法第5条の申請について	4件																							
議案第39号	農地法第4条の申請について	1件																							
議案第40号	農地法第3条の申請について	22件																							
議案第41号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	<table border="0" data-bbox="933 1265 1428 1377"> <tr> <td>利用権設定</td> <td>通年</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>農地中間管理事業</td> <td></td> <td>1件</td> </tr> </table>	利用権設定	通年	8件	農地中間管理事業		1件																	
利用権設定	通年	8件																							
農地中間管理事業		1件																							
議案第42号	農用地利用配分計画の承認について	1件																							
議案第43号	農地法第17条の適用について																								

議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第38号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第38号 農地法第5条の申請について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、30番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページになります。</p> <p>申請地は、瀬戸町中通地区です。</p> <p>譲受人が、太陽光発電施設を設置するための申請です。</p> <p>これについては、競売物件でありますので、譲渡人は空白としています。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、31番になります。</p> <p>図面は、案内図が4ページ、図が5ページ、土地利用計画図が6ページ、断面図が7ページ、平面図が8ページになります。</p> <p>申請地は、南波多町府招地区です。</p> <p>借受人が、コンビニエンスストアを建設するための申請です。</p>

事務局	<p>農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のb、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のイの(イ)のeの(d)のi、一般国道又は県道の沿道で流通業務施設、休憩所、給油所等の施設に該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、32番になります。</p> <p>図面は、案内図が9ページ、字図が10ページ、土地利用計画図が11ページ、断面図が12ページになります。</p> <p>申請地は、二里町川東地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、33番になります。</p> <p>図面は、案内図が13ページ、字図が14ページ、土地利用計画図が15ページ、平面図が16ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町平尾地区です。</p> <p>譲受人が、店舗及び駐車場を建設するための申請です。</p>
-----	---

事務局	<p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第38号 農地法第5条の申請は以上4件です。</p>
議長	<p>それでは、議案第38条30番については、前担当委員が確認されている案件でありますので、今回は事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第38条30番につきまして、これは競売による5条申請であり、6月の参加資格としての買受適格証明願が承諾されている案件でございます。買受申し出人であることの証明も添付されております。営農上問題ないということで、区長、生産組合長、前農業委員の同意の印鑑をいただいております。以上です。</p>
議長	<p>30番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>続きまして、31番について担当委員から説明をお願いします。</p>
10番委員	<p>この申請案件は、場所は国道202号線沿い。現在、伊万里東府招インターが工事中でございますけれども、その入り口付近になります。〇〇〇さんという方がセブンイレブンをされておりますが、その移転先として計画をされております。圃場水田でございますけれども、いろんな手続きもできておるということで、付近の同意も得ておりましたので、私も印鑑をした次第でございます。慎重にご審議の程お願い致します。</p>

議長	<p>31番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>ちょっと自分からよいでしょうか。今の峠の店はこのセブンイレブンが新しくできたら、あと両方店構えされるのですか？</p>
10番委員	<p>移転先ということです。</p>
議長	<p>完全に移転先ということですね。完全に仕上がったら、1号店2号店じゃないのですね。</p>
議長	<p>みなさんから、ご質問ございましたらお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>他にないようですので、続きまして、32番についても前担当委員が確認されている案件でありますので、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>32番の申請についてご説明します。この申請は、申請者が高齢の両親が営む農業の負担を軽減するために、本家に近い申請地に分家住宅を建築したいとのことでの申請でした。事務局も現地確認をしましたが、周辺に農地はなく、特に問題はないということで、区長、生産組合長、前担当の農業委員さんに同意の印鑑をいただいております。以上です。</p>
議長	<p>32番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>続きまして、33番について担当委員から説明をお願いします。</p>
5番委員	<p>場所は大川内町の平尾でございます。土地家屋士の〇〇さんがお見えになりました。ここで、お店を開きたいということで、お見えになりました。〇〇さんといわれる方は私と同級生でございますが。東京に行っておられまして、ここ売地になっておりました。そういうようなことで、〇〇〇さんといわれる方がお買い求めと</p>

5 番委員	<p>ということで。そういうような説明をさせていただいているところでございます。区長。生産組合長の同意の判もございましたので、私も承諾印を押したところでございます。御審議下さい。</p>
議長	<p>33番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第38号 農地法第5条の申請4件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第39号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第39号 農地法第4条の申請1件について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、12番になります。</p> <p>図面は、案内図が17ページ、字図が18ページ、土地利用計画図が19ページになります。</p> <p>申請地は、二里町川東地区です。</p> <p>申請人が宅地拡張するための申請です。</p> <p>既に宅地拡張していたことについて、始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p>

事務局	議案第39号 農地法第4条の申請は以上1件です。
議長	それでは、農地法第4条12番についても、前担当委員が確認された案件になりますので、事務局から説明をお願いします。
事務局	この申請は、申請者の宅地拡張ということで、大工作業場の拡張のための申請であり、すでに平成14年ごろに行われていました。そのため、始末書を添付していただいております。現地は先ほどの5条NO.32と隣接しており、周辺に農地もありません。特に問題がないということで、区長、生産組合長、前担当の農業委員さんから同意の印鑑をいただいております。以上です。
議長	<p>12番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第39号 農地法第4条の申請1件について承認を戴ましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第40号 農地法第3条の申請になりますが、71番につきましては、○番の○○委員の親族が申請人である事案となりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それではまず、議案第40号農地法第3条の申請71番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>○番の○○委員は退席をお願いします。</p>
	<○番委員退席>

事務局	<p>議案第40号 農地法第3条の申請71番について説明します。 議案は10ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請71番についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請71番について、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、○番委員に着席していただき審議を再開いたします。</p>
	<p>&lt;○番委員着席&gt;</p>
議長	<p>続きまして71番を除いた53番から74番にうつります。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の申請53番から74番について説明します。 議案は3ページから11ページになります。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>

議長	<p>それでは、事務局より説明がありました。農地法第3条の申請については、一括審議となっておりますので、議案の3ページから11ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第40号 農地法第3条の申請22件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第41号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第41号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年8件について、御説明します。議案の12ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が8名、貸付人が8名で、面積は、田が14,667㎡、畑が3,860㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を13～16ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上8件です。</p>
議長	<p>議案第41号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年8件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第41号 農用地利用集積計画[農業経</p>

議長	<p>営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年8件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第41号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の中間管理事業1件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第41号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業1件について御説明いたします。</p> <p>次の議案にも関連してまいります、農地中間管理機構農業公社への貸付をされるものであります。</p> <p>議案は17ページになります。農用地利用集積計画書を18ページに掲げております。</p> <p>貸付人が1名、貸付面積は、田が6,421㎡となっています。</p> <p>農地中間管理事業については、以上1件です。</p>
議長	<p>議案第41号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業1件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第41号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業1件については、申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第42号 農用地利用配分計画の承認について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第42号 農用地利用配分計画の承認について御説明いたします。</p> <p>議案は19ページになります。</p> <p>先ほど議案第41号で説明をいたしました農業公社へ貸付を行った土地を借り受けをされるものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づきまして、農用地利用配分計画を作成されております。詳細は20ページになります。これを同法第19条第3項の規定により、伊万里市長から農業委員会に意見を求められておりますので、この案を提出いたしております。農業公社から、借受者1名、農地面積6,421㎡を借受けることとなっております。</p> <p>農用地利用配分計画の承認については以上1件です。</p>
議長	<p>議案第42号 農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質問はございませんか。</p>
2番委員	<p>逆戻りしますが、18ページ。10aあたり米30kg6,000円となっているが、6,000円という数字はどこから出てきたのか。</p>
事務局	<p>米か代わりに6,000円を支払うとなっております。本人さんと公社との間で決められたものです。</p> <p>この単価が決まっているわけではないです。</p>
2番委員	<p>本人たちで決めたもの。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
議長	<p>他に御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第42号農用地利用配分計画の承認につ</p>

議長	<p>いては承認を戴きました。</p> <p>続きまして、議案第43号 農地法施行規則第17条の適用について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第43号 農地法施行規則第17条の適用について御説明します。</p> <p>こちらは農地売買を行うための下限面積の別段の面積を定めるか否かという案件でございます。現在、農地法では原則5反以上、50a以上の農地を持っている人が農地を取得できるということになっておりますが、農地法の改正によりまして、毎年農業委員会でその下限面積について定めることができるということになっておりますので、そちらを平成29年度分ということで御検討いただくものでございます。</p> <p>まず、議案と別にお配りした用紙には、区分、世帯、割合と書かれた表が上から3つありまして。それぞれ上から経営面積が10a以上で50a未満、10a以上で49a未満、10a以上で48a未満、の表をつけております。一番右上のところには霽のかかったようなところがあって、パーセントがでてるところがありますが、そこが、伊万里市内で経営面積を10a以上ある農家の中で、50a未満で10a以上ある方が、これだけ、この場合41.23%いますというものを表しています。農地法施行規則の同条第1項の部分で、別段の面積を設定する場合、設定した別段の面積を満たさない農家数が4割以上でなければならないとあります。実際この用紙を見ていただきますと、一番下の48a未満で10a以上、ここの割合をまずご覧ください。割合は39.68%となっております。39.68%ということは、実際4割を下回っている、ということでありまして、48aには下限面積は設定</p>

事務局	<p>できません。続きまして、49 a 未満で10 a 以上、こちらをご覧ください。割合40.48%となっておりまして、4割を上回っております。そのため、現在伊万里市では、49 a の下限面積を設定することが可能であります。</p> <p>今回の事務局からの提案でございますが、下限面積の別段の面積の設定につきまして議案の21ページにありますとおり、現行の下限面積50 a の変更を行わない、という御提案をさせていただきます。その理由としまして、下限面積の別段の面積を設定できるようになるのが、伊万里市で今回が初であることや、来年また50 a に戻りうる可能性があるということを考えて、今年は50 a の変更をおこなわないと、ご提案をさせていただきます。しかし、今後も今回のように下限面積が設定できるようであれば、別段の面積を設定することも検討していこうと考えております。</p> <p>また、第2項の方ですが、遊休農地の割合がどのくらいあるのかというところの検討でございます。遊休農地が多いところにつきましては、やはり基準を緩和してでも農地の集積化に努めなければならない、というような考え方からのものでございますが、その検討をしたところ、平成28年度の利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は全体の0.72%と低い状況でありまして、この分についても必ずしも現在、全体として下げる、緩和するまでにはいかないのでは、というのが事務局の考えでございます。以上2つの検討結果から、現行の50 a の下限面積につきまして、変更を行わない、という方針で、今回提案をさせていただいているところでございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>議案第43条農地法施行規則第17条の適用について、御意見御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p>

議長	<p>特に無いようですので、事務局から説明がありましたように、下限面積の変更は行わないということによろしいでしょうか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>それでは、議案第43号 農地法施行規則第17条の適用について、議案のとおり承認をいただきました。</p> <p>それでは、議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第15号 農地の形質変更届について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第15号農地の形質変更届について御説明します。</p> <p>議案の22ページの9番になります。</p> <p>図面は、案内図が20ページ、字図が21ページ、土地利用計画図が22ページになります。</p> <p>申請地は波多津町津留主屋地区です。</p> <p>窪地で排水不良により湿田となっているため嵩上げをして排水性の良い畑として利用するための届出です。</p> <p>報告第15号については以上1件です。</p>
議長	<p>9番につきましても、前担当委員が確認された事案となります。</p> <p>報告第15号農地の形質変更届1件について、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第8回の農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p>&lt;&lt;&lt;議事終了&gt;&gt;&gt;</p>

